

# 株式会社シダー

## 2024年3月期第2四半期 決算説明会



2023年12月15日



いつも春の陽だまりでありたい...



# 会社概要 (2023年9月30日現在)

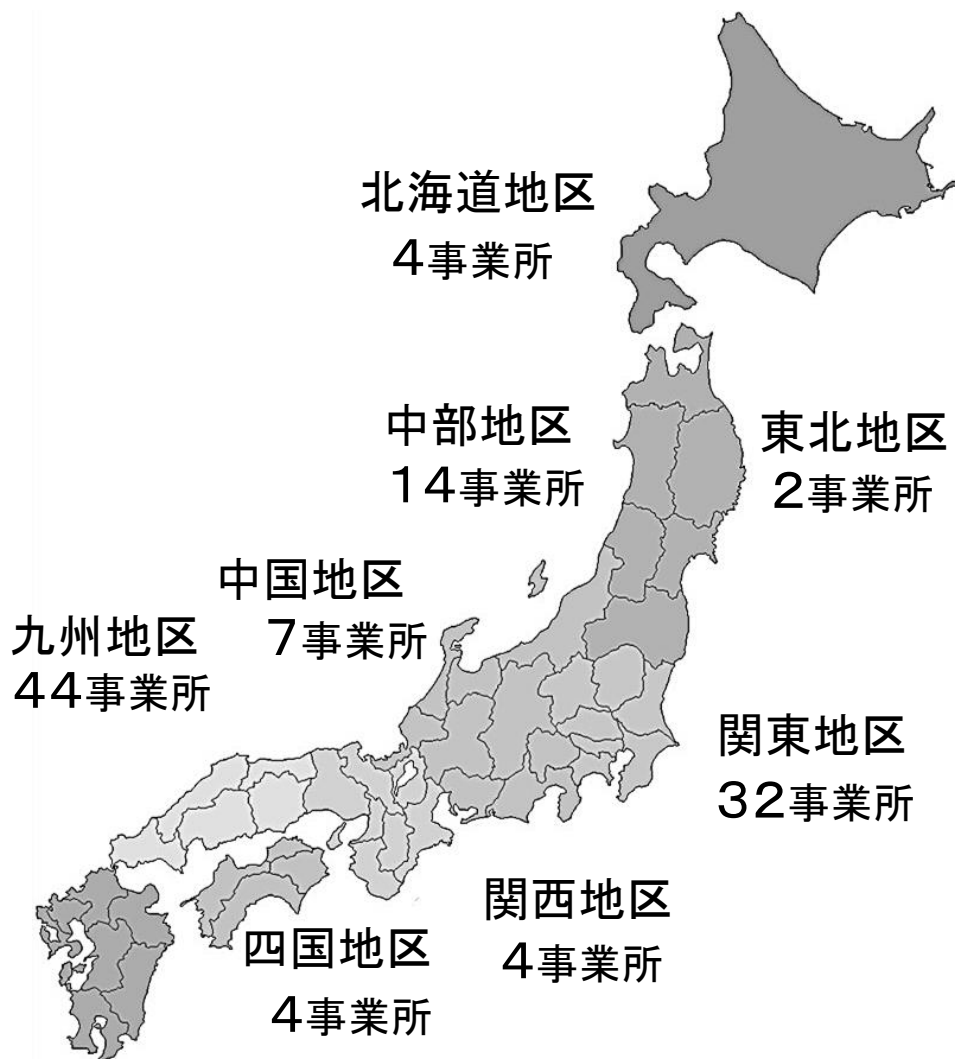
設立	1981年4月	
本社	福岡県北九州市	
資本金	4億3,228万円	
事業内容	デイサービス	ホームヘルプサービス
	有料老人ホーム	ショートステイ
	グループホーム	福祉事業
	訪問看護	障害支援事業
	ケアプラン	
従業員数	2,059名	
事業所数	111カ所	



# 現在の事業所数 (2023年9月30日現在)

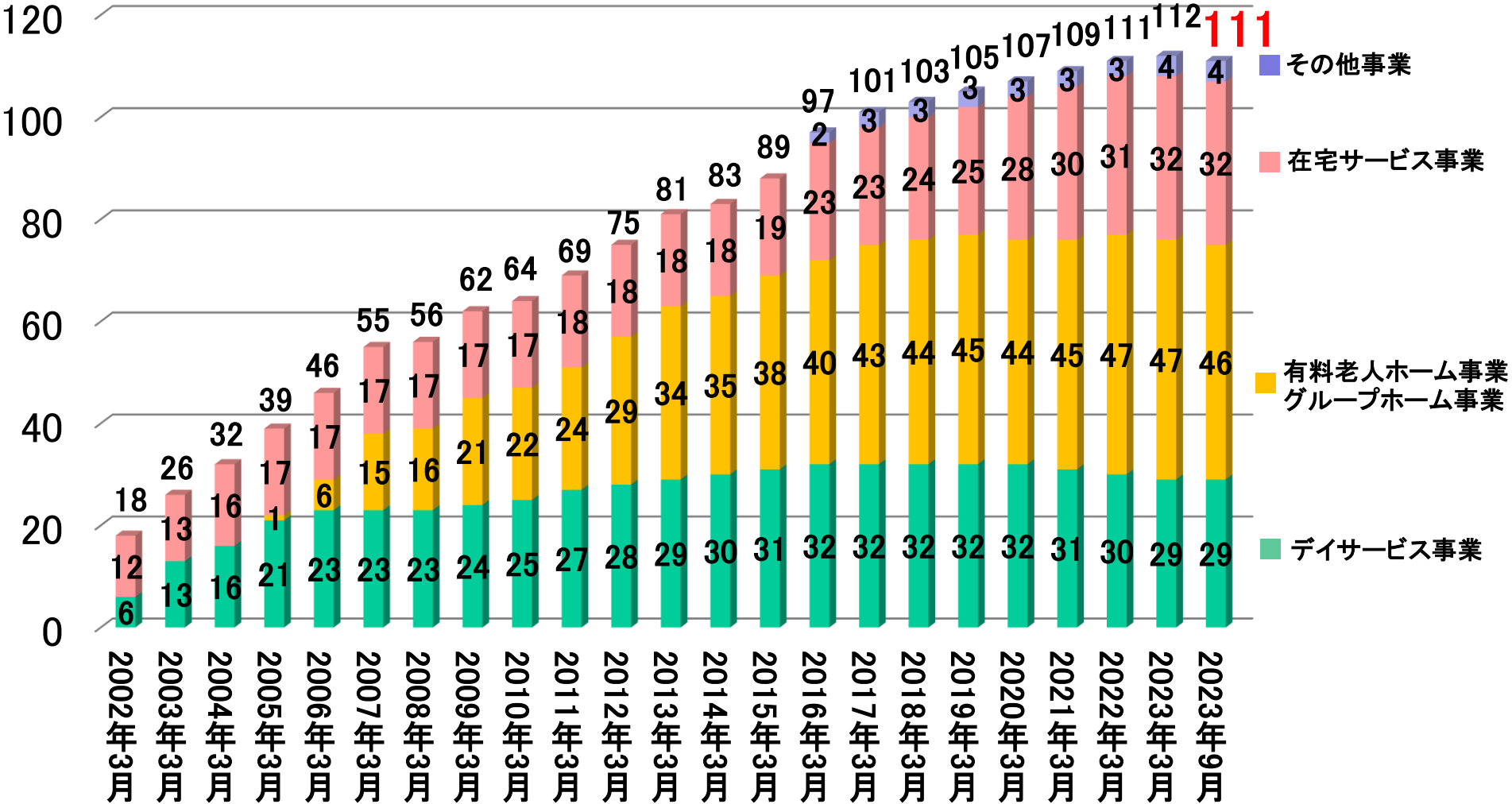
## 【全国 111 事業所】

事業名	事業所数
デイサービス	29
有料老人ホーム	44
グループホーム	2
訪問看護ステーション	6
ヘルパーステーション	3
ケアプランセンター	23
福祉用具販売等	2
福祉用具レンタル	1
就労支援A型事業所	1



# 事業所数推移

(事業所数)



# 目次

---

---

- 2024年3月期 第2四半期決算概況(連結)
- 2024年3月期 業績予想及び配当予想
- 事業概況と当社の取り組むべきこと

# 2024年3月期 第2四半期決算概況（連結）

## ハイライト

- 売上高ではデイサービス事業において一部の事業所を除き、コロナ前の利用者数・利用件数に戻りつつあり、前年同期比で増収となった。
- 施設サービス事業では、昨年新規開設した施設がほぼ満床となり、既存店においても、稼働率が上昇したため前年同期比で増収となった。
- 利益面については、売上原価において売上高の伸長に伴い人件費は増加するも、施設稼働率の上昇に伴い、入居獲得に係る費用等が減少したことにより、売上総利益が大幅に増益となった。
- 販管費においても、前年同期で計上した役員退職金の負担なく前年同期比で減少したため、営業利益・経常利益・当期純利益について、それぞれ増益となった。

# 2024年3月期 第2四半期決算概況(連結)

(単位:百万円)

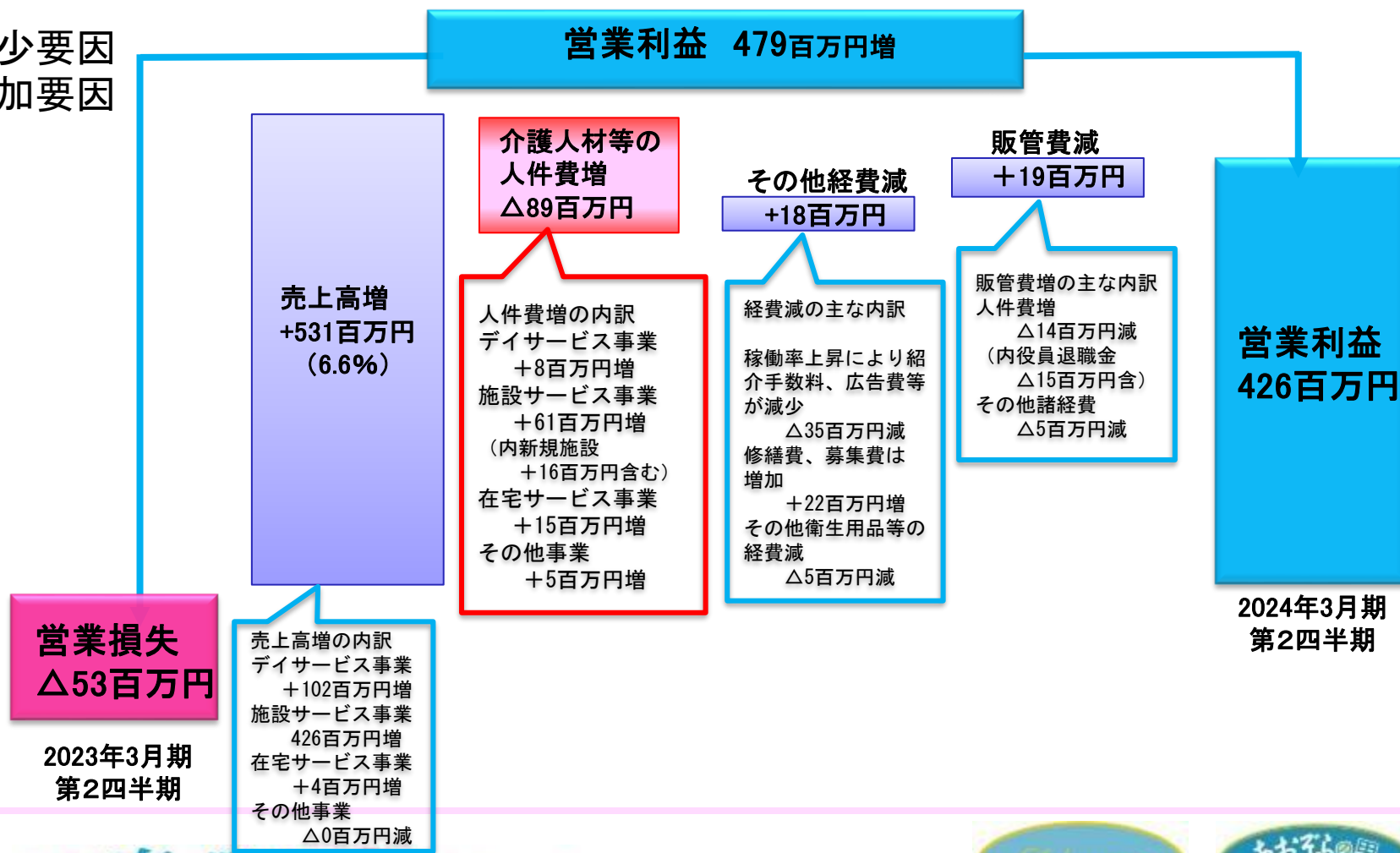
	2023年3月期 第2四半期(累計)	2024年3月期 第2四半期(累計)	前年同期比	
			増減額	比率
売上高	8,070	8,602	531	6.6%
営業利益	△53	426	479	—
経常利益	△109	337	447	—
四半期純利益	△122	226	348	—

※四半期純利益は「親会社株主に帰属する四半期純利益」

# 2024年3月期 第2四半期決算概況(連結)

## 営業利益の主な増減要因

■ 減少要因  
■ 増加要因





# 2024年3月期 第2四半期決算概況(連結)

## セグメント別売上高

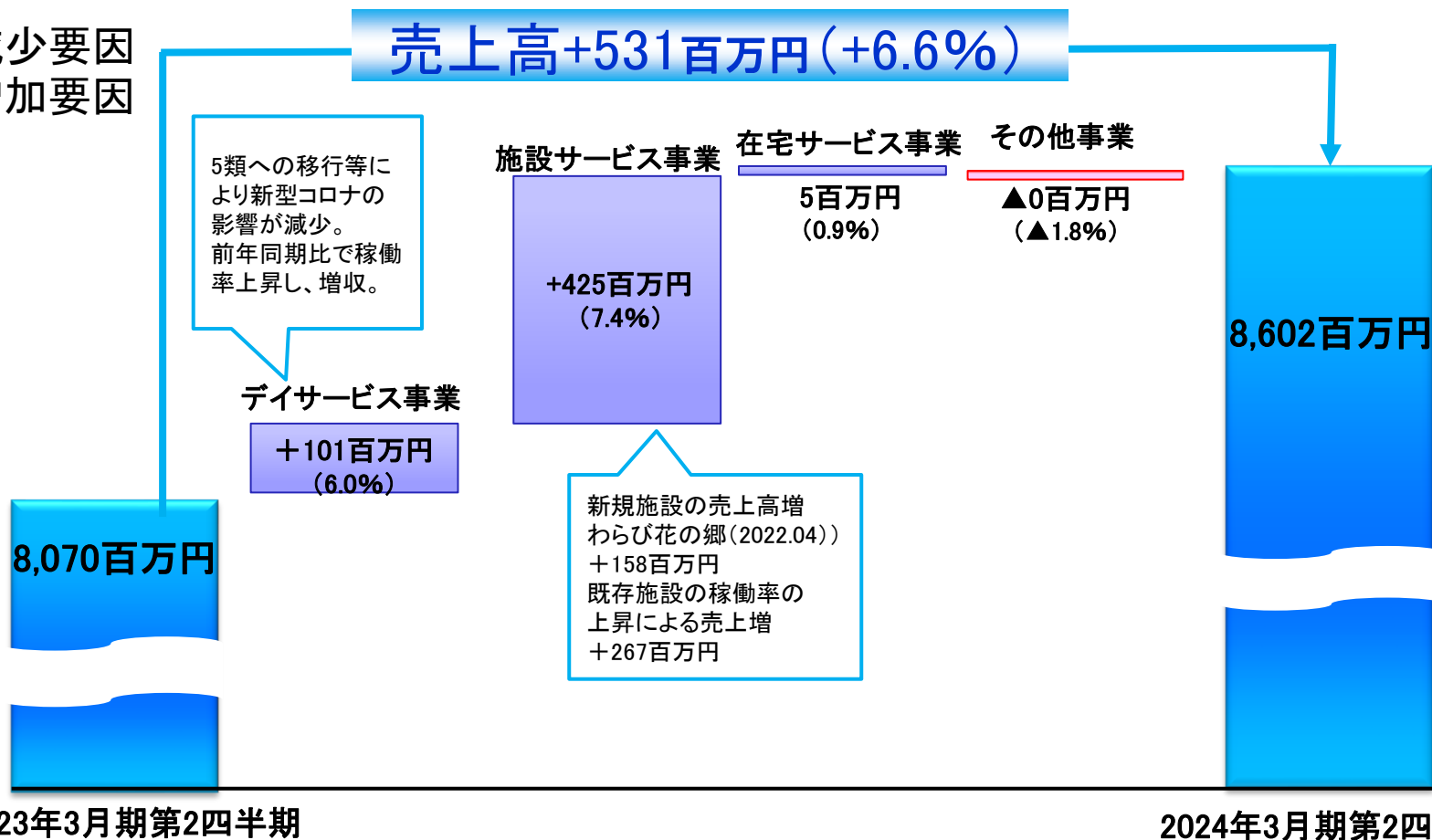
(単位:百万円)

売上高	2023年3月期 第2四半期(累計)	2024年3月期 第2四半期(累計)	前年同期比	
			増減額	比率
デイサービス事業	1,703	1,805	101	6.0%
施設サービス事業	5,772	6,198	425	7.4%
在宅サービス事業	545	550	5	0.9%
その他事業	48	47	▲0	▲1.8%
全事業合計	8,070	8,602	531	6.6%

# 2024年3月期 第2四半期決算概況(連結)

## セグメント別売上高の主な増減要因

- 減少要因
- 増加要因



2023年3月期第2四半期

2024年3月期第2四半期

# 2024年3月期 通期決算見通し

(単位:百万円)

	2023年3月期 (実績)	2024年3月期 (予想)	前年同期比	
			増減額	比率
売上高	16,442	17,323	881	5.4%
営業利益	136	758	622	457.1%
経常利益	24	508	484	1,987.5%
当期純利益	△276	306	582	—

※当期純利益は「親会社株主に帰属する当期純利益」

通期の業績予想につきましては、下期の新型コロナウイルス感染症等の影響が不透明であるため、現時点においては、2023年5月12日に発表した連結業績予想を据え置きます。今後の業績に応じて修正が必要となった場合には速やかに開示いたします。

# 配当金について

当社は事業拡大による成長のための投資資金及び内部留保と利益配分とのバランスを念頭に、株主への安定継続した配当に加え業績の伸長に応じた配当を実施することを基本方針としております。

上記の基本方針を踏まえ、2024年3月期の配当につきましては、現時点の業績予想に基づき、期末配当として1株当たり4円を予定しております。

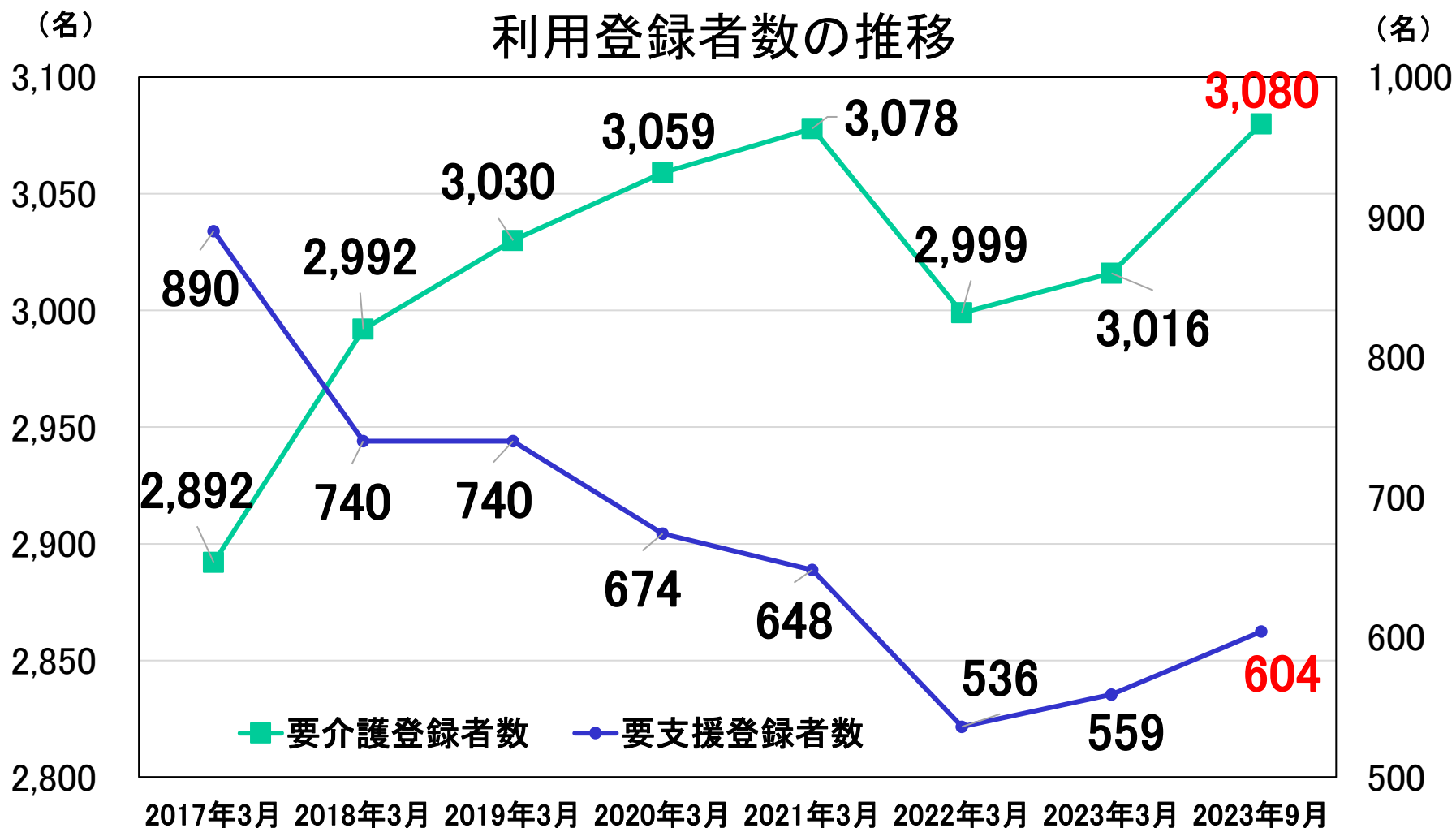
	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
2022年3月期	—	0円00銭	—	0円00銭	0円00銭
2023年3月期	—	0円00銭	—	0円00銭	0円00銭
2024年3月期 (予定)	—	0円00銭	—	4円00銭	4円00銭

---

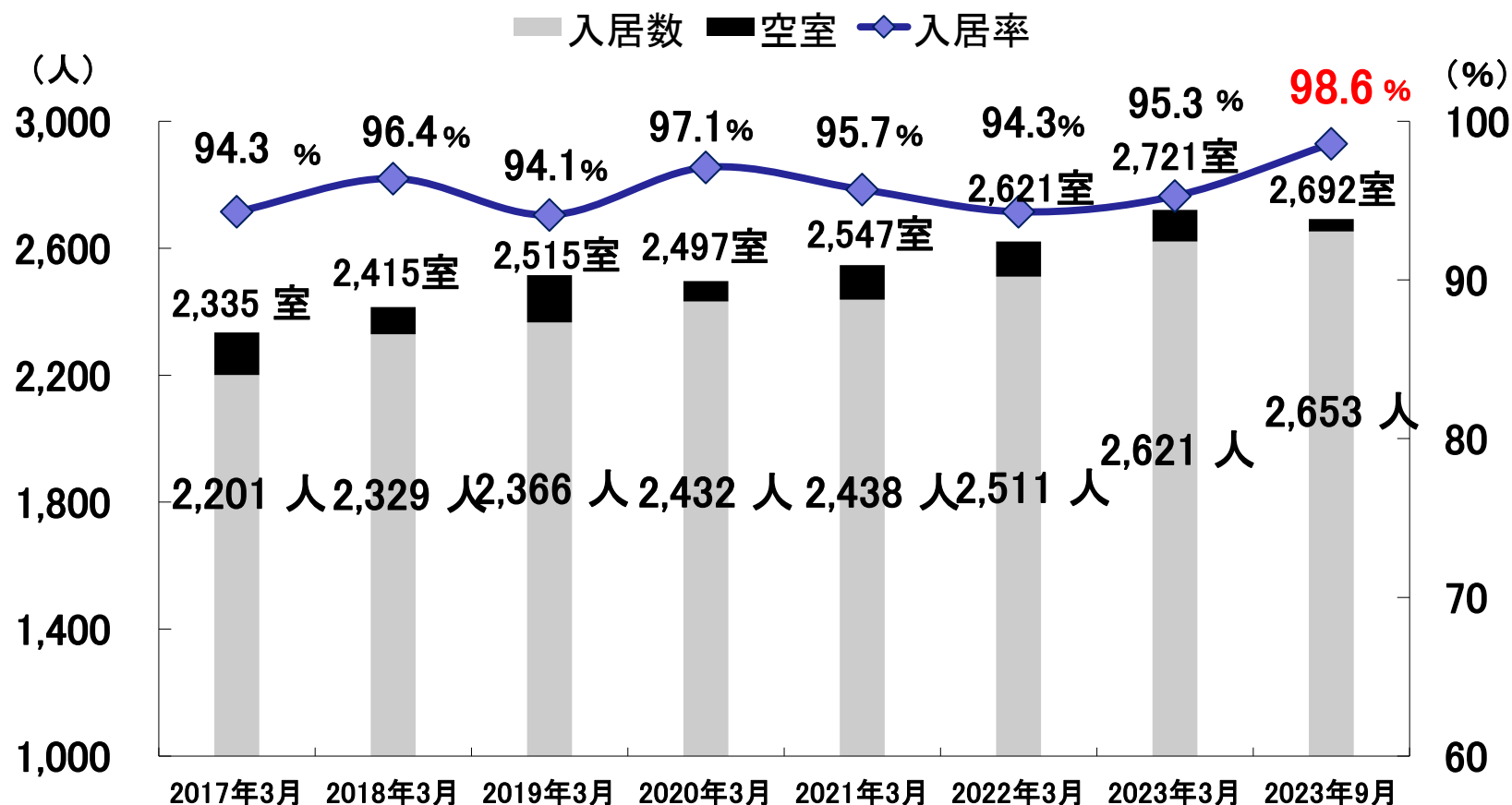
---

# 事業概況と当社の取り組むべきこと

# 事業概況と当社の取り組むべきこと（デイサービス事業）



# 事業概況と当社の取り組むべきこと（施設サービス事業）



※ラ・ナシカ やまなし(29部屋)2023年7月31日事業譲渡

# 事業概況と当社の取り組むべきこと

## 2024年介護保険・報酬改定について

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（案）の概要		社保需一介護給付費分科会 （第235回） 令和5年12月11日	資料1 （案）
<p>■ 人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護報酬改定を実施。</p>			
<b>1. 地域包括ケアシステムの深化・推進</b>			
<p>■ 認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>医療と介護の連携の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅における医療ニーズへの対応強化</li> <li>高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化</li> <li>高齢者施設等と医療機関の連携強化</li> </ul> </li> <li>質の高い公正中立なケアマネジメント</li> <li>感染症や災害への対応力向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>看取りへの対応強化</li> <li>認知症の対応力向上</li> <li>高齢者虐待防止、安全性の確保等の取組の推進</li> <li>地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組</li> <li>福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し</li> </ul>		
<b>2. 自立支援・重度化防止に向けた対応</b>		<b>3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり</b>	
<p>■ 高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組</li> <li>自立支援・重度化防止に係る取組の推進</li> <li>LIFEを活用した質の高い介護</li> </ul>		<p>■ 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護職員の処遇改善</li> <li>生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり</li> <li>効率的なサービス提供の推進</li> </ul>	
<b>4. 制度の安定性・持続可能性の確保</b>		<b>5. その他</b>	
<p>■ 介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価の適正化・重点化</li> <li>報酬体系の整理・簡素化</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「書面掲示」規制の見直し</li> <li>特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化</li> <li>居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置及び業務継続計画の策定等に係る経過措置期間の延長</li> <li>基準費用額（居住費）の見直し</li> <li>地域区分</li> <li>適所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化</li> <li>サービス内容の明確化（看護小規模多機能型居宅介護）</li> </ul>	

出典：社会保障審議会介護給付費分科会（第235回）（令和5年12月11日）



# 事業概況と当社の取り組むべきこと

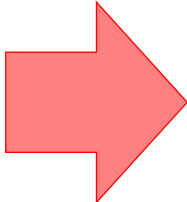
## 2024年介護保険・報酬改定について

特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護(改定の方向性)

### ◆医療的ケアへの対応(夜間看護体制加算)

「夜勤・宿直の看護職員」を配置している事業所は、夜間オンコール対応の事業所と比べて医療的ニーズへの対応がより多くできていることを踏まえ、特定施設入居者生活介護における看護体制の整備・充実を評価する観点から、夜間看護体制加算について、「夜勤・宿直の看護職員を配置している」場合と「オンコールで対応している」場合の評価に差を設けることとしてはどうか。

出典: 社会保障審議会介護給付費分科会(第231回)(令和5年11月16日)



看護師不足の中で、病院から老人施設に移る看護師は「夜勤がない」という理由が強い傾向にある。

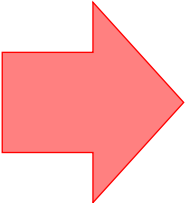
その為、看護師採用や定着を勘案し、積極的にこの加算を取りに行くことは検討していないおらず、引き続きオンコールにて対応を行う。

# 事業概況と当社の取り組むべきこと

## 2024年介護保険・報酬改定について

特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護(改定の方向性)

### ◆医療的ケアへの対応(夜間看護体制加算)



夜間看護体制を構築したい理由としては医療機関ではなく施設での見取り数を増やしたいとの意向がある。

見取り(緊急対応)に関してはオンコールでの対応もできる為、見取り加算については導入検討を行っていく。

# 事業概況と当社の取り組むべきこと

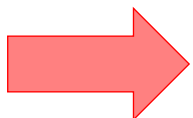
## 2024年介護保険・報酬改定について

通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護(改定の方向性)

### ◆入浴介助加算の見直し

#### ■入浴介助加算(I)

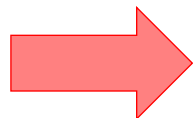
入浴介助の技術として求められる研修内容を算定要件に組み込む等、より適切な実施が行われるように見直してはどうか。



研修を実施し加算が得られる体制を構築する。

#### ■入浴介助加算(II)

利用者宅浴室の環境評価・助言については、医師等に代わり介護職員が訪問し、医師等の指示のもとICT機器を活用して状況把握を行い、医師等が評価・助言する場合も算定することを可能としてはどうか。



加算を得るためのハードルが高く、現行と同じく見送りを検討。

出典: 社会保障審議会介護給付費分科会(第229回)(令和5年10月26日)

# 事業概況と当社の取り組むべきこと

## 2024年介護保険・報酬改定について

通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護（改定の方向性）

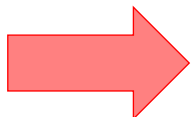
### ◆個別機能訓練加算の適正化

令和3年度介護報酬改定で、上位区分（I）口を設けたという経過があるが、加算を得るためのハードルが高く算定率が低く推移している。

その為、機能訓練指導員の配置に対して緩和を行うとともに、現行の個別機能訓練加算（I）口について適正化を図ることとしてはどうか。

	請求事業所数	加算（I）イ		加算（I）ロ	
		算定事業所数	算定率	算定事業所数	算定率
通所介護	24,459	10,655	43.6%	6,546	26.8%
地域密着型通所介護	18,903	6,710	35.5%	2,388	12.6%

出典：社会保障審議会介護給付費分科会（第229回）（令和5年10月26日）



緩和後に上位区分を算定できる体制を構築する。

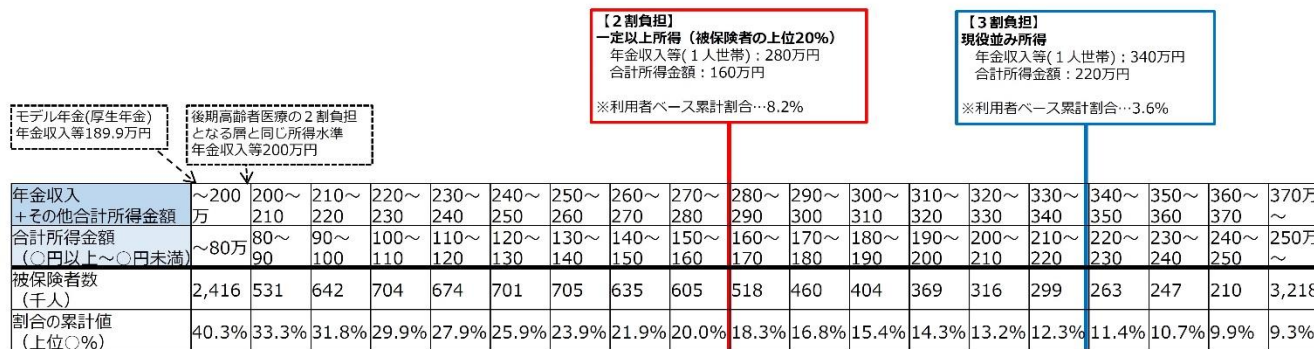
# 事業概況と当社の取り組むべきこと

## 2024年介護保険・報酬改定について

### 給付と負担について

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、

- 相対的に負担能力のある、一定以上の所得を有する方の利用者負担割合を2割としている【平成27年8月施行】
- 2割負担者のうち、特に所得の高い方の利用者負担割合を3割としている【平成30年8月施行】



所得分布は令和4年4月1日現在（介護保険計画課調べ）

- 年金収入の場合：合計所得金額＝年金収入額－公的年金等控除等（120万円程度）（※）
- 年金収入＋その他の合計所得金額は、給与所得等の額により変動しうる。
- ※ 公的年金等控除については、平成30年度税制改正大綱（平成29年12月22日閣議決定）に基づき、控除額が一律で10万円引き下げられているが、介護保険料や保険給付の負担水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じないよう、所得指標の見直しを実施している。

出典：社会保障審議会介護保険部会（第108回）（令和5年11月6日）

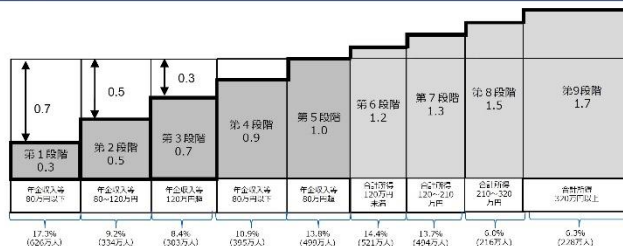
# 事業概況と当社の取り組むべきこと

## 2024年介護保険・報酬改定について

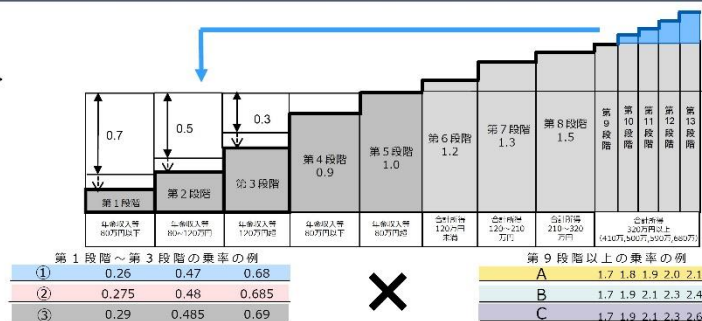
### 給付と負担について

- 1号保険料の見直しについて、具体的な段階数、乗率、低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階化の役割分担については、今後の介護保険部会等の議論を踏まえつつ年末までに結論を得るとされている。
- 7月10日の介護保険部会における自治体のご意見を踏まえ、保険者の第9期計画期間の保険料の検討等に資する観点から、介護保険部会での議論や既に多段階化を行っている保険者の実態を踏まえつつ、制度内の所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、現段階で考えられる見直しの例を示すもの。

#### <現行制度>



#### <見直し例>



出典：社会保障審議会介護保険部会（第108回）（令和5年11月6日）

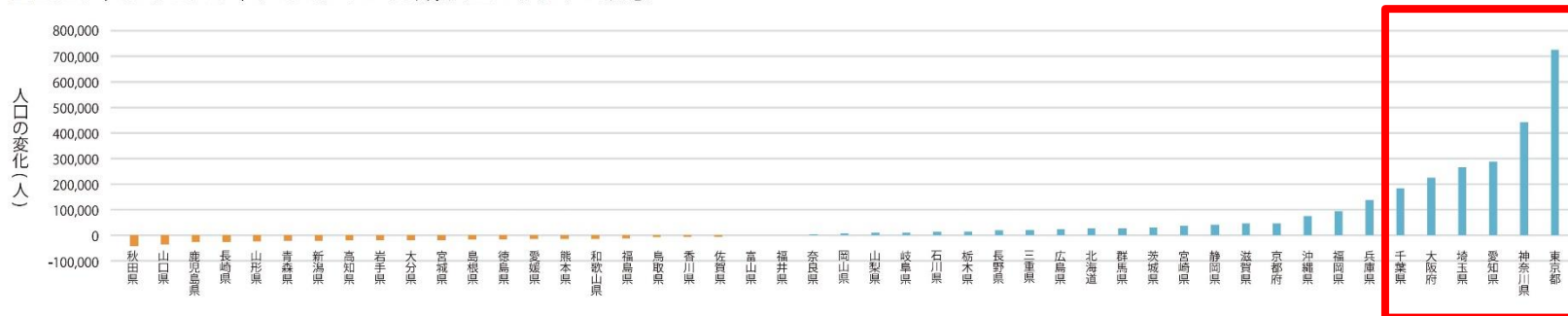


# 当社の取り組むべきこと

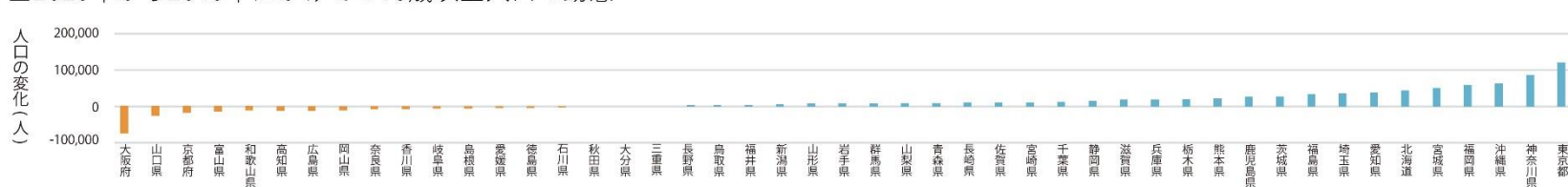
## 2025年から2040年にかけての人口の動態(都道府県別)

- 都道府県単位でみると、2025年から2040年にかけて、65歳以上人口が減少する都道府県が発生する(計21県)。他方、引き続き増加する都道府県は計26都道府県で、特に東京都・神奈川県をはじめとする都市部では増加数が多い。
- また、75歳以上人口でみると、減少する都道府県は計17府県で、大阪府は減少数が多い。一方で、75歳以上人口が引き続き増加する都道府県は計30県だが、増加数は緩やかとなる。

### ■2025年から2040年にかけての65歳以上の人口の動態



### ■2025年から2040年にかけての75歳以上人口の動態



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

出典: 厚生労働省「社会保障審議会 介護給付費分科会(第222回)(令和5年8月30日)」

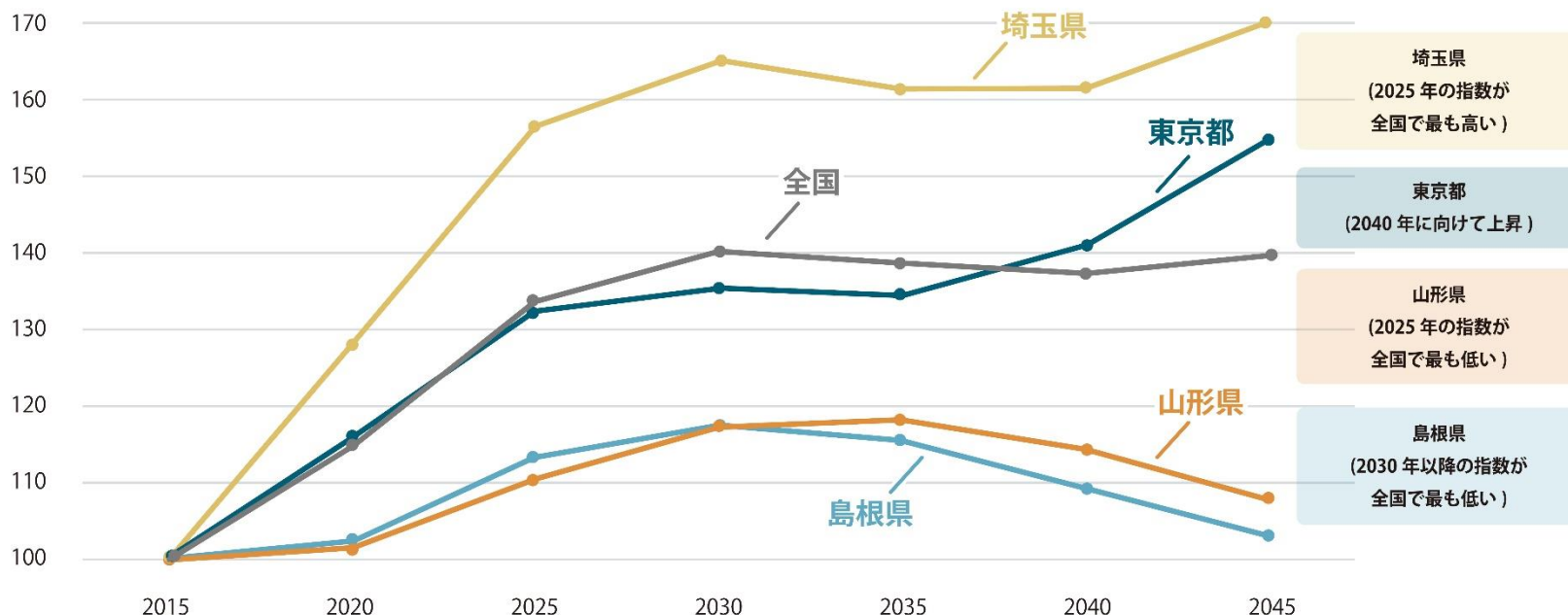


# 当社の取り組むべきこと

## 各地域の高齢化の状況

- 75歳以上人口は、多くの都道府県で2025年頃までは急速に上昇するが、その後の上昇は緩やかで、2030年頃をピークに減少する。
- ※ 2030年、2035年、2040年でみた場合、2030年にピークを迎えるのが25道府県、2035年にピークを迎えるのが13県
- ※ 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、愛知県、滋賀県、兵庫県、沖縄県では、2045年に向けてさらに上昇
- 2015年から10年間の伸びの全国計は1.34倍であるが、埼玉県、千葉県では1.5倍を超える一方、山形県、秋田県、鹿児島県では1.1倍となるなど、地域間で大きな差がある。

■75歳以上人口の将来推計（2015年の人口を100としたときの指数）



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」より作成。

出典:厚生労働省「社会保障審議会 介護給付費分科会(第222回)(令和5年8月30日)」

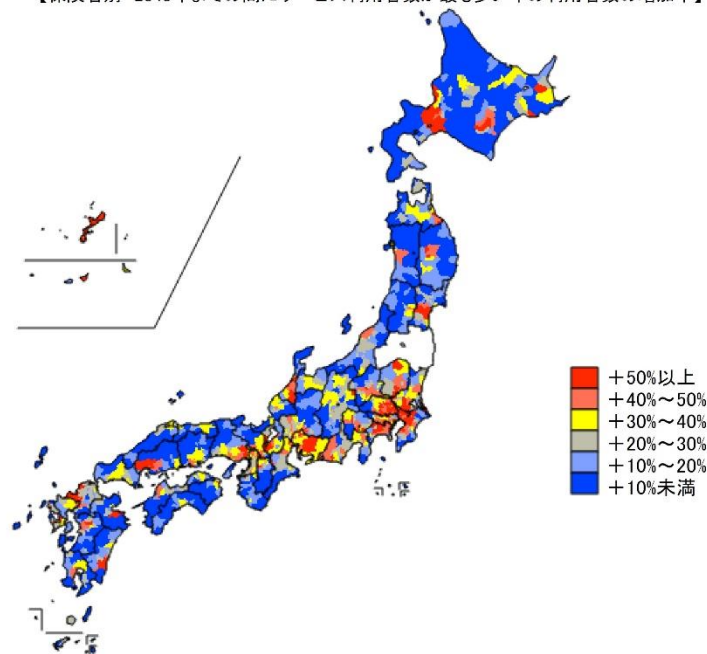
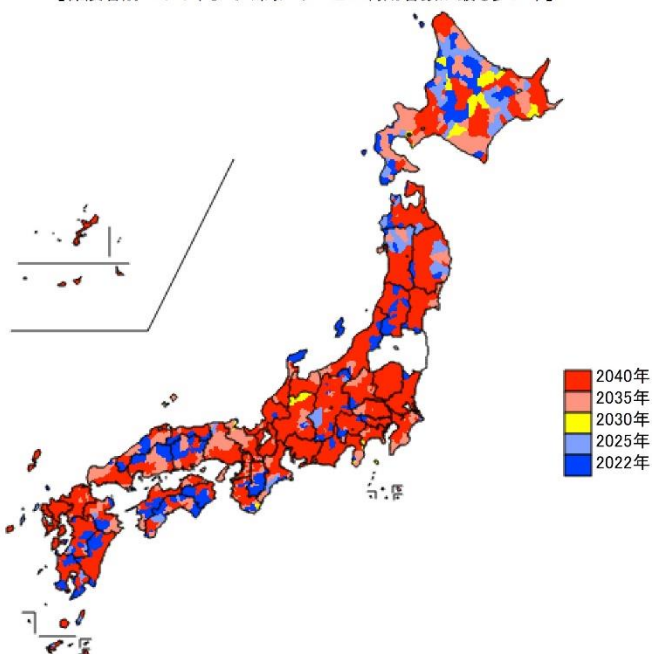
# 当社の取り組むべきこと

## 保険者別の介護サービス利用者数の見込み

- 各保険者(福島県内の保険者を除く)における、2040年までの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じた保険者もある一方、都市部を中心に2040年まで増え続ける保険者が多い。
- また、最も利用者数が多くなる年の利用者数の2022年の利用者数との比(増加率)をみると、ほとんど増加しない保険者がある一方、+50%以上となる保険者も存在する。

【保険者別 2040年までの間にサービス利用者数が最も多い年】

【保険者別 2040年までの間にサービス利用者数が最も多い年の利用者数の増加率】



※ 2022年12月(10月サービス分)介護保険事業状況月次報告(厚生労働省)、2021年度介護給付費等実態調査(厚生労働省・老健局特別集計)から、保険者別の年齢階級別・サービス類型別・要介護度別利用率を算出し、当該利用率に推計人口(日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)(国立社会保障・人口問題研究所)を乗じて、2022年以降5年毎に2040年までの保険者別の推計利用者数を作成(推計人口が算出されていない福島県内の保険者を除く)。

出典:厚生労働省「社会保障審議会 介護給付費分科会(第222回)(令和5年8月30日)」

# 当社の取り組むべきこと

## 介護DXや科学的介護の推進について

介護現場におけるテクノロジーの導入は早急に推進する必要がある。現在も、地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボット・ICTの導入支援事業が実施され、テクノロジーを導入する際の経費の一部の補助が行われているが、こうした支援を引き続き行う事が重要である。

出典: 社会保障審議会介護部会 介護保険制度の見直しに関する意見(令和4年12月20日)

- ◆補助金を活用し、iPadを利用した介護記録システム導入。
- ◆科学的介護「LIFE」に利用し、介護データを集積することにより効率の良い介護を行えるように準備し、併せて加算の取得を行っていく。
- ◆AIを利用し、介護記録の簡素化を行えないか検討。
- ◆特定施設において見守り機器等を活用することで、人員基準緩和が行われる案がある為、費用対効果により導入を検討。

※社会保障審議会介護給付費分科会(第235回)(令和5年12月11日)

# 当社の取り組むべきこと

## 介護職員対策について

### 介護職員の確保と定着

- ◆2022年10月に新設された介護職員等ベースアップ等支援加算を新たに取得し更なる賃金改善を行う。
- ◆職員のスキルアップ支援(介護福祉士等の資格取得支援)
  - ・介護福祉士資格:2022年度受験者数72名、内合格者数63名  
シダー合格率:87.5% ※全国平均合格率:84.3%
  - ⇒サービス体制強化加算取得率上昇へ
  - ・初任者研修受講:2022年度:11名修了
  - ・実務者研修受講:2022年度:89名受講(前期:48名、後期:41名)

# 当社の取り組むべきこと

## 介護職員対策について

### 外国人雇用

- ◆国内の労働力減少を見据えて、外国人技能・特定技能実習生受入開始  
⇒2023年11月末現在 59名受入(北海道、千葉県、神奈川県、福岡県)  
(2023年11月に16名受入)
- ◆技能実習生等の介護福祉士取得支援 (2022年度 6名受験／3名合格)
- ◆英語マニュアル、規定整備の推進
- ◆特定技能制度の登録支援機関に関する手続を自社で行えるように体制構築

# 本資料の取り扱いについて

本資料は株式会社シダーの事業及び業界動向についての株式会社シダーによる現在の予定、推定、見込み又は予想に基づいた将来の展望についても言及しています。これらの将来の展望に関する表明は様々なリスクや不確かさが内在しております。既に知られたもしくは今だに知られていないリスク、不確かその他の要因が、将来の展望に対する表明に含まれる事柄と異なる結果を引き起こさないとも限りません。株式会社シダーは将来の展望に対する表明及び予想が正しいと約束することはできず、結果は将来の展望と著しく異なるか、更に悪いことも有り得ます。本資料における将来の展望に関する表明は、2023年12月15日現在において利用可能な情報に基づいて株式会社シダーにより2023年12月15日現在においてなされたものであり、将来の出来事や状況を反映して将来の展望に関するいかなる表明の記載をも更新し、変更するものではありません。

**2023年12月15日 株式会社シダー**

